国立大学法人北海道国立大学機構における
求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント防止の基本方針

令和８年１０月１日
理　　事　　長　長谷山　　彰
小樽商科大学長　江　頭　　進
帯広畜産大学長　長　澤　秀　行
北見工業大学長　榮　坂　俊　雄

１．はじめに

国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）は、機構の役員、教員、事務職員その他機構に就業する全ての者（以下「役職員」という。）の採用選考等（※１）において、応募する全ての求職者等（※２）の基本的人権と個人の尊厳を尊重し、公平・公正な選考を行います。

採用選考等における求職者等へのセクシュアル・ハラスメント（ジェンダーアイデンティティ及び性的指向に関する侮辱的言動を含む。）は、求職者等の人格及び尊厳を侵害し、公正な採用選考等を阻害するとともに、教育・研究機関としての社会的信頼を損なう重大な問題であり、機構はいかなるセクシュアル・ハラスメントも容認しません。選考に関わる全ての役職員は、以下のルールを厳格に遵守しなければなりません。

（※１）採用選考等
機構が実施する求人、労働者の採用に資する活動又は実習等をいう。

（※２）求職者等
機構の求人に応募する者、機構の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者又は機構において実習等を受ける者をいう。

２．採用選考等における遵守事項

機構の採用選考等に関わる全ての役職員は、求職者等に対して以下の言動を行ってはなりません。

（１）職務権限を背景とした性的な要求・誘い
採用の合否、採用後の配置、処遇その他の利益を条件として、性的な関係を要求し、不要な身体接触を行い、又は私的な食事若しくはデートに誘うこと。

（２）選考に不要な私生活・属性に関する質問
面接や控室での歓談等において、交際相手の有無、結婚・出産の予定、性的指向等、求職者等に不快感を与える性的な質問又は発言をすること。

（３）実績や能力と無関係な容姿への言及
求職者等の容姿、服装、身体的特徴に関して、性的なからかいや評価を行うこと。

３．密室化の防止

閉鎖的な空間でのトラブルを防ぐため、以下のとおり運用します。

（１）面接・面談場所の制限
採用に関する面接又は面談は、あらかじめ指定された機構又は機構が設置する大学の会議室等又はオンラインにより実施するものとし、飲食店その他これに類する場所において、求職者等と１対１で行ってはなりません。なお、オンラインにより実施する場合は、可能な限り録画その他の方法により記録を保存します。

（２）複数名による選考の徹底

選考又は面談は、複数名で実施します。

（３）私的連絡の禁止

選考期間中、求職者等との連絡は機構若しくは機構が設置する大学の公式メール（※３）又は業務用電話を介してのみ行い、採用担当者個人の私的な連絡先（個人の SNS や携帯電話等）を用いた直接のやり取りを禁止します。

（※３）公式メール

機構又は機構が設置する大学のドメインを使用した電子メールアドレス

４．事案発生時の対応

採用選考等において、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントが発生した場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認するとともに、被害を受けた求職者等に対して必要な配慮を行います。

また、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント行為の事実が確認された役職員に対しては、北海道国立大学機構ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程、職員就業規則、職員懲戒規程その他の関係規程に基づき、厳正に対処するとともに、当該役職員については、採用選考業務から除外するなど、必要な措置を講じ、再発の防止を図ります。

５．求職者等専用の相談窓口

機構の採用選考等において、不適切な言動を受けたり不安を感じたりした場合は、選考の合否に関わらず、速やかに下記の窓口にご相談ください。

相談窓口は、機構が委託する弁護士が担当し、相談内容や状況に応じて適切に対応します。

（１）相談窓口

北海道国立大学機構求職活動等におけるセクシュアル・ハラスメントに関する外部相談窓口

新井田法律事務所　弁護士 新井田 芳治

E-メール：niida-law-office@w4.dion.ne.jp

電話番号：011-290-5020

（２）相談者の保護

相談者のプライバシー及び秘密は厳密に保護されます。

また、セクシュアル・ハラスメントの相談をしたことを理由として、採用選考等において不利益な取扱いを受けることはありません。